

# 保育園等の入園(転園)申込み後の確認事項

認可保育園・認定こども園・地域型保育事業（以下、「保育園等」といいます。）の入園(転園)申込みにあたり、確認していただきたいことをお知らせします。「認可保育園等申込みの手引き」とあわせて、必ずお読みください。

## 1 4月入園(転園)申込みの手続き

- 保育園等の利用調整（選考）は、申込締切日時点で提出されている「入園(転園)申込書」又は「入園(転園)申込みに係る変更届」に記載された保育園等が対象です。利用調整の結果、1次申込みで不承諾となった場合は、2次申込みでの利用調整にはかかりません。申込みが有効期間中の場合、次の選考対象となるのは5月入園(転園)の利用調整です。
- 例年、低年齢児のクラスについては、募集見込み数を超える数の申込みがあります。通える範囲で希望園を増やしていただくことをおすすめします。
- 1月又は2月入園(転園)の申込みと4月入園の申込みを併せて手続きを行い、1月又は2月に入園(転園)した方が、4月に別の園への転園を希望する場合は、締切日の関係から、4月2次申込みの受付となります（1月又は2月入園を辞退される場合も同様です）。  
【例】1月で希望順位が上位ではない園に内定したが、上位の希望園への転園を希望する場合、転園の申込みが受けられるのは、4月2次申込みからとなります。

## 2 申込内容の変更手続き

※変更を希望する場合は、所定の書類を提出してください。

※郵送等で提出された書類の到着について、保育課からの連絡は行いません。

### (1) 希望園の変更

- 申込み手続き後でも、入園(転園)希望月の申込締切日までは、希望園の変更をすることができます。希望園の変更を行う場合は、申込締切日までに「入園(転園)申込みに係る変更届」をご提出ください（締切日必着。FAX・電子申請可。FAXの場合は、送信した旨電話でご連絡をお願いします。）。
- 新宿区の公式ホームページで公開している募集見込み数は、確定した数ではありません。募集見込み数が「0」となっている場合でも、利用調整中に退園者がでた場合は、その空きに対して利用調整を行います。募集見込み数に左右されずに、希望園をご検討ください。

### (2) 申込みの取下げ

- ① 入園申込みの取下げ・・・区外転出等の理由により、新宿区への入園申込みの取下げを行う場合は、早めに「入園(転園)申込みに係る変更届」を提出してください（FAX・電子申請可）。
- ② 転園申込みの取下げ・・・保育園等に在園しているお子さんの転園申込みを行っている場合、転園申込みの取下げができるのは、各月の申込締切日までです。なお、転園が決定した場合は、いかなる理由があっても元の園には戻ることはできません。転園による空きに対しては、併せて次の入園者の利用調整を行っています。

## 3 預かり時間・延長保育等

### (1) 入園後の慣らし保育

入園後、1週間程度は保育時間を短くし、お子さんの慣れ具合を見ながら徐々に通常の保育時間に近づけていく期間を設けています。この期間については、お子さんの様子を見ながら園長が判断します。

### (2) 0歳児クラスの保育時間

0歳児クラスの場合は、お子さんの月齢によって対応できる保育時間が短くなる場合があります。詳しくは、「認可保育園等申込みの手引き」をご覧ください。か、直接園にお問い合わせください。

### (3) 延長保育、土曜日保育

基本開所時間後もお子さんをお預かりする延長保育については、クラス年齢などによって、利用できない場合があります。また、園によっては、延長保育や土曜日保育を実施していない場合があります。詳しくは、「認可保育園等申込みの手引き」をご覧ください。か、直接園にお問い合わせください。

裏面もご確認ください

## 4 お子さんの健康状況・発育状況等

- 保育園等でお子さんを安全にお預かりするにあたり、お子さんの健康状況や発育状況に関することは非常に大切な情報です。申込み時に障害・疾病がある、発達・発育に心配なことがある等の申告がなく、内定後に障害・疾病等が確認された場合、園での受入体制等により、受入れができない場合があります。お子さんの状態でご気になることがありましたら、些細なことでも構いませんので申告してください。
- 申告いただいた内容によっては、別途書類の提出をお願いする場合があります。予めご了承ください。

## 5 指数等に基づく利用調整の仕組みの確認

利用調整は、提出された保育の必要性を確認する書類により適用する『利用調整基本指数』と、保護者やお子さんの状況等により適用する『調整指数』を合算し、世帯の指数を付け、その指数が高い申込者から内定となります。“抽選”や“第一希望で希望している園が有利”といったことはありません。

$$\boxed{\text{父の利用調整基本指数}} + \boxed{\text{母の利用調整基本指数}} \pm \boxed{\text{調整指数}} = \boxed{\text{世帯の指数}}$$

世帯の指数が同一である方が複数人いるときは、『同一指数時の優先順位』により、内定者を決定します。

※ 指数等については、申込み締切日後に実施する利用調整会議で決定します。そのため、結果発表日までは、「指数が何点になるのか」等のお問い合わせに対し、確定したお答えはできません。

### 利用調整基本指数

- 保育を必要とする事由が2つ以上ある場合は、主たる事由の指数のみ適用します。該当する事由の指数の合算にはなりません。

【例】就労中の方で、出産の予定がある場合は、『就労』、『出産』のいずれか一方の利用調整基本指数を適用します。

- 『就労』要件の場合は、「就労証明書」に記載されている就業規則に基づく勤務時間等（1時間までの休憩時間を含む）の範囲内で直近の就労実績に基づく日数・時間等で指数を適用します。

【例】次の場合、就業規則に基づく勤務時間等よりも就労実績が少ないため、指数16点の適用となります（就労実績によっては、就業規則上の就労を予定している“就労内定”として取扱う場合があります。）。

就業規則上では、週5日、1日8時間の勤務

↓  
月20日以上、週40時間以上の就労  
↓  
利用調整基本指数20点

直近の就労実績は、欠勤等で月16日の勤務

↓  
月16日以上、週32時間以上の就労  
↓  
利用調整基本指数16点

- 正当な理由なく就労時間に対して妥当な給与等（最低賃金以上）が支給されていない場合は、自営協力者の指数を適用します。就労形態に係らず、記載された給与（報酬）の実績額を就労時間で時給換算して判断します。
- 就労に要する時間が確認できない場合や不労所得による報酬・収入のみである場合は、『就労』としての保育の必要性が認められない場合があります。

### 調整指数

- 「番号12：認可外保育所等で保育」は、『申込締切日時点で、保育を必要とする時間、日数すべてを認可外保育所等に有償かつ月額で預け、現に就労（復職）している場合※』に適用します。申込締切日を過ぎてから利用を開始した場合又は復職した場合は、翌月分の利用調整から適用となります。

※ 就労内定者等で、認可外保育所等の利用開始後に1か月以上の就労実績が確認できない場合は、適用しません。